

音楽高校の諸室の要求水準

1 音楽高校の諸室の室数及び面積一覧

各諸室名，室数及び1室の面積は，次のとおりです。

音楽高校諸室名等		室数	1室面積
(1) 普通教室		3室	65.60 m <sup>2</sup>
(2) 生徒用ロッカー室		1室	65.60 m <sup>2</sup>
(3) 理科室		1室	82.00 m <sup>2</sup>
(4) 理科準備室		1室	16.40 m <sup>2</sup>
(5) 家庭科室		1室	82.00 m <sup>2</sup>
(6) 家庭科準備室		1室	16.40 m <sup>2</sup>
(7) 図書室		1室	65.60 m <sup>2</sup>
(8) コンピュータ室		1室	98.40 m <sup>2</sup>
(9) コンピュータ準備室		1室	8.20 m <sup>2</sup>
(10) 生徒会室		1室	32.80 m <sup>2</sup>
(11) 教育相談室		2室	16.40 m <sup>2</sup>
(12) カウンセリング室		1室	13.12 m <sup>2</sup>
(13) 保健室		1室	52.48 m <sup>2</sup>
(14) 進路指導・資料室		1室	16.40 m <sup>2</sup>
(15) 和室(茶室)		1室	65.60 m <sup>2</sup>
(16) 多目的教室	ア 多目的教室 A	1室	16.40 m <sup>2</sup>
	イ 多目的教室 B	1室	131.20 m <sup>2</sup>
	ウ 多目的教室 C	2室	98.40 m <sup>2</sup>
	エ 多目的教室 D	3室	32.80 m <sup>2</sup>
(17) 校長室		1室	65.60 m <sup>2</sup>
(18) 同窓会・資料室		1室	32.80 m <sup>2</sup>
(19) 職員室 合計 180.40 m <sup>2</sup>	ア 事務エリア	1室	32.80 m <sup>2</sup>
	イ 普通科職員エリア		65.60 m <sup>2</sup>
	ウ 音楽科職員エリア		32.80 m <sup>2</sup>
	エ 音楽教材作成室		32.80 m <sup>2</sup>
	オ 打合せラウンジ		16.40 m <sup>2</sup>
(20) 教員準備室(音楽科準備室)		1室	32.80 m <sup>2</sup>
(21) 印刷室		1室	16.40 m <sup>2</sup>
(22) 非常勤講師控室		1室	32.80 m <sup>2</sup>
(23) 職員会議室		1室	65.60 m <sup>2</sup>
(24) 放送室		1室	6 m <sup>2</sup>
(25) 更衣室		2室	8 m <sup>2</sup>
(26) 休養室		2室	8 m <sup>2</sup>
(27) 給湯室		1室	4 m <sup>2</sup>
(28) 倉庫(1/4教室程度)		適宜	16.40 m <sup>2</sup>

音楽高校諸室名等		室数	1室面積
(29) レッスン室	ア レッスン室 A	4 室	65.60 m <sup>2</sup>
	イ レッスン室 B	20 室	32.80 m <sup>2</sup>
	ウ 打楽器レッスン室	1 室	65.60 m <sup>2</sup>
(30) ソルフェージュ室	ア ソルフェージュ室 A	1 室	130 m <sup>2</sup>
	イ ソルフェージュ室 B	3 室	90 m <sup>2</sup>
(31) 体育館	ア 舞台	1 室	132 m <sup>2</sup>
	イ アリーナ	1 室	528 m <sup>2</sup>
	ウ 移動観覧席収納室	1 室	46 m <sup>2</sup>
	エ 倉庫	1 室	30 m <sup>2</sup>
	オ 管理室	1 室	10.00 m <sup>2</sup>
	カ 更衣室	2 室	12 m <sup>2</sup>
	キ 便所	2 室	12 m <sup>2</sup>
	ク 多目的便所	1 室	6 m <sup>2</sup>

2 音楽高校の各諸室の要求水準(「別紙資料 18」も参照すること。)

凡例 諸室名 (室数) 室の基準面積(面積) ※ (空調機器の設置)
(1) 普通教室 (3 室) 基準面積(65.60 m <sup>2</sup> ) ※
<p>ア 教室面積等</p> <p>(ア) 教室は、間口 8.0m、奥行き 8.2m(壁芯若しくは柱芯間の距離)の面積 65.60 m<sup>2</sup>(以下同様)を基準(1室 40 人の机、椅子を設置)としています。</p> <p>(イ) 提案に当たっては、65.60 m<sup>2</sup>以上とすること。</p> <p>(ウ) 諸室の掲示板等の寸法については、8.2mを基準に想定しているため。提案に基づいての寸法は変わるものとします。</p> <p>イ 床から天井までの高さ</p> <p>居室については、最低高さを 2.7m以上とし、高等学校設置基準に規定する室内気積を確保すること。</p> <p>ウ 床材</p> <p>そりや浮きがなく、階下に居室がある場合には、衝撃音、振動により他室に影響を与えないよう遮音性能(防音性能)を確保(他の諸室も同様)すること。また床材は、木質系のフローリング材とすること。</p> <p>エ 掲示板</p> <p>教室後面の壁には、床面から高さ約 1.1mから上部に掲示板(幅約 7.0m、高さ 1.6 m)を設置するものとする。</p> <p>なお、生徒用収納棚の設置は要しない。</p> <p>オ 黒板及び掲示板</p> <p>(ア) 教室の前面に、上下スライド式曲面黒板(幅 3.6m、高さ 1.2m、上下 30cm 可動、暗線入り)を設置すること。</p> <p>(イ) 前面の黒板以外の部分については、下端を黒板の位置とし、掲示板(幅 2.0m、高さ 1.6m)を黒板の両側に設置すること。ただし、1面の掲示板裏に設備用器具用取付板を取付けること。</p> <p>カ プロジェクター等</p> <p>天吊式プロジェクター、スクリーン(自動巻上げ式、80 吋程度)及びスクリーンボックスを設置し、音響設備を設置すること。</p> <p>キ カーテン等</p> <p>窓側には、カーテン及びカーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ク 手摺</p> <p>2 階以上に諸室(教室以外を含む。)を配置する場合は、窓側(外部側)に床面から高さ 1.2mの位置を基準に、安全に配慮して手摺を取り付けること。</p> <p>ケ 地図掛パイプ</p> <p>黒板の上部に地図掛パイプ(長さ 5.4m)を設置すること。</p>
(2) 生徒用ロッカー室 ※
<p>ア 学年別(3 学年、3 学級分)に楽器等ロッカー及び大型楽器保管庫を設置すること。ただし、学年別に区画すること。</p>

<p>イ ロッカーの形状等</p> <p>(ア) 高さ 100 cm(可変棚 2 段), 幅 30cm(1 個当たり), 奥行 60 cmで, 鍵付き扉の木製ロッカーを設置すること。</p> <p>(イ) ロッカーの個数については, 1 学年につき 40 個を設置すること。</p> <p>(ウ) 下段を開放型の棚にするなどして, 楽器等の出し入れを容易にすること。</p> <p>ウ 大型楽器保管庫</p> <p>高さ 200cm, 幅約 200cm, 奥行 60cmとし, 各学年に 2 個を設置すること。</p> <p>なお, 地震時の転倒等についての対策を講じること。</p>
<p>(3) 理科室(1 室) ※</p>
<p>ア 「教室面積等」, 「床から天井までの高さ」, 「黒板及び掲示板」, 「プロジェクター等」は, (1) 教室に同じ。</p> <p>イ 床材</p> <p>耐薬品・耐水性の高い床材とする。</p> <p>ウ カーテン等</p> <p>窓側には, カーテン, カーテンレール(カーテンボックス)及び暗幕を設置し, 廊下側についても暗幕を設置すること。</p> <p>エ 室内流し(シンク)</p> <p>耐化学薬品性の流し(約幅 4.0m, 奥行き 75cm 程度), 給湯設備(湯沸器)を設置すること。</p>
<p>(4) 理科準備室(1 室) ※</p>
<p>ア カーテン等</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>イ 室内流し(シンク)</p> <p>耐化学薬品性の流し(幅約 2.0m), 給湯設備を設置すること。</p> <p>ウ 薬品庫</p> <p>薬品等の収納の薬品庫(幅 1.8m, 施錠可能)を設置すること。</p> <p>エ 白板及び掲示板</p> <p>壁面片側に白板(幅 1.8m, 高さ 1.6m)及び掲示板(幅 1.8m, 高さ 1.6m)を各 1 箇所設置すること。</p>
<p>(5) 家庭科室(1 室) ※</p>
<p>ア 「教室面積等」, 「床から天井までの高さ」, 「プロジェクター等」「カーテン等」</p> <p>(1) 教室に同じ。</p> <p>イ 床材</p> <p>床材の下地は耐水性があり, 水の飛散による影響を受けにくいフローリング材とすること。</p> <p>ウ 白板及び掲示板等</p> <p>(ア) 教室の前面に, 上下スライド式白板(幅 3.6m, 高さ 1.2m, 上下 30cm 可動, 暗線入り)を設置すること。</p> <p>(イ) 白板以外の壁面については, 床上約 1.1mの床面から上部に掲示板を設置す</p>

<p>ること。</p> <p>(ウ) 教室の後面には、掲示板は不要(食器棚の配置等を想定)とする。</p> <p>エ 収納棚等</p> <p>(ア)窓下には、ミシン等収納のため、木製固定戸棚(幅 1.8m, 奥行 60cm)を 2 箇所設置すること。</p> <p>(イ) 食器棚(幅 1.8m, 奥行 60cm, 高さ 1.8m)を 2 箇所設置すること。</p> <p>オ 室内流し(シンク)</p> <p>流し(幅 4.0m程度) 給湯設備(湯沸かし器等)を設置すること。</p> <p>カ 洗濯パン(1 箇所)</p> <p>現在の洗濯機の規格に対応した洗濯パン(排水)を設置すること。</p>
<b>(6) 家庭科準備室(1 室) ※</b>
<p>ア カーテン等</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>イ 洗面器</p> <p>手洗い用洗面器, 洗面器取付け台を設置すること。</p> <p>ウ 白板及び掲示板</p> <p>壁面片側に白板(幅 1.8m, 高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m, 高さ 1.2m)を各 1 箇所設置すること。</p> <p>エ 収納棚等</p> <p>壁面を利用し, 木製固定棚(幅 1.8m, 奥行 60cm, 高さ 1.8m)を設置すること。</p>
<b>(7) 図書室(1 室) ※</b>
<p>ア 室の要件</p> <p>サービスカウンター, 開架スペース(片面及び両面書架の設置), AV 架, 閲覧席(パソコン操作, 自習が可能)のスペースを設置すること。蔵書数について, 約 3000 冊及び CD, DVD 等とする。</p> <p>イ 「床から天井までの高さ」, 「プロジェクター等」 「カーテン等」</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>ウ 床材</p> <p>タイルカーペット又は木質系フローリングとし, 情報系コンセントを床面に設置のこと。</p> <p>エ 手洗い</p> <p>図書, 床等に水の飛散等がないように, また飛散した場合にも対応できることに配慮し, 設置すること。</p> <p>オ 視聴ブース</p> <p>CD, DVD 等の視聴ブース(3 箇所程度)の AV 設備機器を設置すること。</p>
<b>(8) コンピュータ室(1 室) ※</b>
<p>ア 「教室面積等」, 「床から天井の高さ」, 「プロジェクター等」</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>イ ブラインド(又は遮光カーテン)等</p>

<p>窓側(廊下側も含む。)には、ブラインド(又は遮光カーテン)を設置すること。</p> <p>ウ 白板及び掲示板等</p> <p>(ア) 教室の前面に、上下スライド式白板(幅 3.6m、高さ 1.2m、上下 30cm 可動、暗線入り)を設置すること。</p> <p>(イ) それ以外の壁面については、床上約 1.1mの位置から高さ 1.6mの掲示板を両側に設置すること。</p> <p>(ウ) 教室の後面に、掲示板(幅 7.0m、高さ 1.6m)を設置すること。</p> <p>エ 床材</p> <p>0A 床とし、タイルカーペットの仕上げとする。</p>
<b>(9) コンピュータ準備室(1室) ※</b>
<p>ア 配置位置</p> <p>コンピュータ室に隣接して設置のこと。</p> <p>イ ブラインド等</p> <p>(8) コンピュータ室に同じ</p> <p>ウ 収納棚等</p> <p>窓下などを利用して木製の固定戸棚(幅 4.0m程度、奥行 40cm)1箇所を設置すること。</p> <p>エ 白板及び掲示板</p> <p>壁面片側に白板(幅 1.8m、高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m、高さ 1.2m)を各 1箇所設置すること。</p> <p>オ 床材</p> <p>0A 床とし、タイルカーペットの仕上げとする。</p>
<b>(10) 生徒会室(1室) ※</b>
<p>ア カーテン等</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>イ 白板及び掲示板等</p> <p>白板(幅 1.8m、高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m、高さ 1.2m)を設置すること。</p> <p>ウ 収納棚等</p> <p>窓下(幅 1.8m、高さ約 0.8m、2段)の高さの固定戸棚 2箇所を設置すること。</p> <p>エ 演奏会の準備等が可能なように、壁 1面に作業台(幅 1.8m、奥行き 60cm程度)を設置</p>
<b>(11) 教育相談室(1室) ※</b>
<p>ア カーテン等</p> <p>カーテン及びレースのカーテン、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>イ 洗面台等</p> <p>洗面台、鏡を設置すること。</p>
<b>(12) カウンセリング室(2室) ※</b>
<p>ア カーテン等</p>

<p>カーテン及びレースのカーテン，カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>イ ミニキッチン等 ミニキッチン(幅 1.2m程度)を設置すること。</p> <p>ウ 収納棚等 窓下の高さで，固定戸棚(幅 4.0m程度)を設置すること。</p> <p>エ 洗面台等 洗面台，鏡を設置すること。</p>
(13) 保健室(1室) ※
<p>ア カーテン等 カーテン及びレースのカーテンとし，カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>イ ユニット流し台等 ユニット流し台(混合水栓)を設置し，コンロ(IH可)及び適宜コンセントを設置すること。</p> <p>ウ ベッド用カーテン ベッドを1台設置するため，ベッド部分全体を覆うカーテン(吊カーテンレール)を設置すること。</p> <p>エ 洗濯パン(1箇所) 現在の洗濯機の規格に対応した洗濯パンを設置すること。</p> <p>オ シンク 足洗用(混合水栓)にシンクを設置すること。 なお，洗濯パン，シンクを設置している箇所は，他の家具等と直接接しないよう側面に隔壁等を設けること。</p> <p>カ 床材 衛生的で，清掃が容易なフローリング床の仕上げとする。</p> <p>キ 白板等 壁面には，行事用白板(幅 2.7m，高さ 1.6m)及びは白板(幅 1.8m，高さ 1.6m，)を設置すること。</p> <p>ク 配置等 保健室とカウンセリング室とは，隣接して設置すること。</p> <p>ケ カウンセリング室内に，防音性(カウンセリング内容が聞こえない。)が高く，できるかぎり窓側からの日照を確保すること。</p>
(14) 進路指導及び資料室(1室) ※
<p>ア カーテン等 (1) 教室に同じ</p> <p>イ 白板等 壁面に，白板(幅 1.8m，高さ 1.2m)，掲示板(幅 1.8m，高さ 1.2m)，雑誌架(幅 90cm，高さ 1.6m程度)及び書架(幅 90cm，高さ 1.6m程度)を設置すること。</p>

(15) 和室(茶室) (1 室) ※

ア 和室の要件

茶道等の作法や伝統文化の体験が可能なように、和室(本間の規格)を設置するものとし、「玄関(引き戸)、下足箱、板間、寄付(2帖程度)、和室(8又は6帖)、床の間、水屋、水皿、戸棚、物入れ、勝手口(下足箱)等」で構成する。

イ 建具等

襖、障子、欄間等を設置するものとし、襖、障子を外して広く使えるよう、茶道具用以外、襖、障子、座布団(60枚)等を収納する物入れを設置すること。

ウ 電気炉

釜用の電気炉を設置することとし、夏季及び冬季で畳を入れ替えるものとする。

エ 流し

ミニキッチン(湯沸器)を設置し、コンロ(IH可)及び電気ポット用のコンセントを設置すること。

オ 壁の仕上げ

壁の仕上げは、じゅらく系の塗り壁とすること。

カ 空調設備の配置

空調設備の室内機等が、室内から直接に見えないように配慮して設置すること。

キ 天井の高さについては、和室の高さ(畳から天井まで)を基本にしてよい。

(16) 多目的教室 A (1 室) ※

ア 室の要件

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB以下(NC25以下、非常に静か)を目標値とする。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については、D60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

イ 床材

そりや浮きがなく、階下に居室がある場合には、衝撃音、振動による影響がないよう遮音性を確保した床材とすること。ただし、グランドピアノ(1台)を設置することがあるので、設置箇所の荷重強度や防振機能に配慮すること。

ウ 白板及び掲示板

教室の前面に、白板(幅3.6m、高さ1.2m、五線入り)を設置し、それ以外の壁面については、床上約1.1mの位置から高さ1.6mの掲示板を両側に設置すること。

エ カーテン等

窓側には、ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

オ 鏡面の設置

室の利用については、長辺方向を利用して、合唱等の練習に使用するため、反対壁面に前面引戸付きの鏡面(全身)を設置すること。

(16) 多目的教室 B (1 室) ※

ア 室の要件

多目的教室 B は、地域や選挙投票所等としての利用も踏まえ、原則として 1 階、自治連合会会議室に隣接した位置(他の多目的教室とは配置位置が異なってもよい。)とすること。

イ 室内音響

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB 以下(NC25 以下、非常に静か)を目標値とする。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については、D 60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

ウ 床材

そりや浮きがなく、階下に居室がある場合には、衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し木質系のフローリング材とすること。

エ 白板及び掲示板

教室の前面に、白板(幅 3.6m、高さ 1.2m)を設置し、それ以外の壁面については、床上約 1.1m の位置から高さ 1.6m の掲示板を両側に設置すること。

オ カーテン等

窓側には、ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

カ ユニット流し

ユニット流し(湯沸器)を設置し、コンロ(IH 可)及び電気ポット用のコンセントを設置すること。

(16) 多目的教室 C (2 室) ※

- ・多目的教室 C -1
- ・多目的教室 C -2

ア 室の要件

(ア) 多目的教室 C -1

居室の長辺方向を利用して、合唱、ダンス練習に使用するため、反対壁面に引き戸扉付き鏡面(全身)を設置すること。

(イ) 多目的教室 C -2 は、鏡面は不要とする。

イ 室内音響

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB 以下(NC25 以下、非常に静か)を目標値とする。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については、D 60(ほとんど聞こえない)を目標値

とする。

(ウ) 床材

そりや浮きがなく、階下に居室がある場合には、衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し、木質系のフローリング材とすること。

ウ カーテン等

窓側には、ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

エ 白板及び掲示板

前面に、白板(幅 3.6m、高さ 1.2m)を設置、それ以外の壁面については、床上約 1.1m の位置から高さ 1.6m の掲示板を両側に設置すること。

(16) 多目的教室 D (3 室) ※

ア 室内音響

室内については、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB 以下(NC25 以下、非常に静か)を目標値とする。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については、D 60(ほとんど聞こえない)を目標値とする。

イ 床材

そりや浮きがなく、階下に居室がある場合には、衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し木質系のフローリング材とすること。

ウ カーテン等

窓側には、ブラインド又はカーテン(カーテンボックス)を設置すること。

エ 収納棚等

腰下(幅 1.8m、高さ約 0.8m、2 段)の高さの固定戸棚 2 箇所を設置すること。

(17) 校長室 (1 室) ※

ア 室の要件

応接セット(別途)を配置するので、壁、床の仕上げ等に配慮した応接機能とゆとりあるつくりとすること。

イ カーテン等

カーテン及びレースのカーテンとし、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

ウ ユニット流し台等

ユニット流し台(混合水栓)、コンロ(IH 可)及びコンセントを設置すること。

エ 収納棚等

(ア) 窓下の壁面に木製固定棚(高さ 0.8m 程度)を設置すること。

(イ) ユニット流し台の他、別途、冷蔵庫(幅 0.9m 程度)、金庫(幅 1.1m、奥行き 0.7m、高さ 1.8m)を設置するため壁面収納を設置すること。

(ウ) 飾り棚(ITV モニター等の設置)等を設置すること。

<p>オ 白板等  (ア) 壁面には、白板(行事用：幅 3.6m, 白板用：幅 1.8m, 高さ 1.6m)を設置すること。  (イ) 掲示板については、幅 1.8m, 高さ 1.6mを設置すること。</p> <p>カ 額縁掛等  壁面上部には、ピクチャーレール及び額縁掛を設置すること。</p>
<p>(18) 同窓会・資料室 (1 室) ※</p>
<p>ア 室の要件  応接機能を有すること</p> <p>イ カーテン等  カーテン及びレースのカーテンとし、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ウ 収納棚等  壁面の 1 面に木製固定棚(窓下高さ 0.8m程度)を設置すること。</p> <p>エ クローク  来客用クローク(幅 1.8m)を設置すること。</p>
<p>(19) 「職員室」(1 室) ※</p> <p>ア 事務エリア(35.28 m<sup>2</sup>)  イ 普通科職員エリア  ウ 音楽科職員エリア (イ+ウ 105.84 m<sup>2</sup>)  エ 打合せラウンジ(26.46 m<sup>2</sup>)  オ 音楽教材作成室(1 室)(35.28 m<sup>2</sup>)</p>
<p>ア 室の要件  (ア) 生徒の登下校、来校状況が把握できる位置に配置すること。ただし、困難な場合は、事務室がその機能を確保できるように配慮すること。  (イ) 教員の授業準備や事務スペース(別途、机及びいすを設置)とし、アからオは、原則、1 室として計画すること。  (ウ) 現在の普通科教職員数 9 名、音楽科職員数 5 名、校長、教頭等の教職員 6 名を加えた 20 名程度の机、いすを配置、また打合せラウンジ、相談コーナー等を設置すること。  (エ) 部屋全体が明るく、室全体として、まとまりがあり、おちついた雰囲気と機能的な室とする。  (オ) 職員室は、廊下側からも内部が見えるように配慮すること。</p> <p>イ カーテン等  カーテン及びレースのカーテンとし、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ウ 床材  0A フロアーとシタイルカーペット仕上げとする。</p> <p>エ ユニット流し台等</p>

打合せラウンジに隣接して、ユニット流し台(混合水栓)を設置し、コンロ(IH可)及び別途冷蔵庫、電気ポットを設置するので、コンセントを設置すること。

なお、水回りのゆとりを確保したうえで、スクリーン等により仕切ること。

オ 白板等

室全体用の行事用等白板(幅 3.6m, 高さ 1.5m, 一部余白)を設置すること。

カ 白板等

壁面には、各エリアに行事用白板(幅 1.8m, 高さ 1.5m, 一部余白)を設置すること。

キ 放送設備等

校内放送、警報装置、監視カメラのモニター等の設備を設置すること。

ク 事務エリア

(ア) 収納棚等

壁面を利用し、木製固定棚(幅 4.0m, 奥行 40cm, 高さ 1.8m, 可動棚付 2箇所)を設置すること。

(イ) 白板等

壁面に、行事用白板(幅 1.8m, 高さ 1.5m)、掲示板(幅 1.8m, 高さ 1.5m)を設置すること。

(ウ) カウンターの設置

廊下側の出入りに近い位置に生徒用等の受付用カウンター(記入台, 受付カウンター, 幅 4.0m程度)を設置すること。

ケ 普通科、音楽科職員エリア

(ア) 収納棚等

壁面(2面)の全幅(出入口部分を除く。)にわたって、木製固定棚(高さ 0.8m程度)を設置すること。

(イ) 相談コーナー

職員室内からの視線を遮る隔壁を設け、各科相談コーナーを設置すること。又は、個室形式にしてもよい。

コ 音楽教材作成室

職員室内に防音機能を有する室として区画し、扉等で職員室との連携が図れるようにすること。また職員室から在室状況が確認できるように配慮すること。

(ア) 白板

壁面1面に白板(幅 3.6m, 高さ 1.2m, 五線入り)を設置すること。

(イ) 掲示板

幅 1.8m程度の掲示板を設置すること。

(ウ) ピアノ(ライトアップ)1台を配置するので、設置箇所の荷重強度や防振機能に配慮すること。

サ 収納棚

資料の一時保管用の棚として、幅 1.8m, 高さ 0.8mの収納棚を 2箇所設置すること。

(20) 教員準備室(音楽科準備室) (1室) ※

ア 室の要件

授業準備のピアノ及び音響設備等を設置するため、隣接する他の室等への防音に配慮し、多目的教室に準じた音響性能を確保すること。また音楽教材作成室と隣接してもよいものとする。

イ カーテン等

カーテン及びレースのカーテンとし、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

ウ 床材

タイルカーペット又は木質系フローリング仕上げとする。ただし、ピアノ(1台)を設置するので、ピアノ重量に対応できること。

エ 収納棚等

壁面1面の全幅にわたって木製固定棚(高さ1.8m程度、上下段、楽譜、CD、DVD等が収納可)を設置すること。

オ 白板等

壁面には、行事用白板(幅1.8m、高さ1.2m)及び白板(幅1.8m、高さ1.2m)を設置すること。

(21) 印刷室(1室) ※

ア 室の要件

別途、印刷機2台、電子コピー機、感熱拡大機、裁断機の印刷機及び関連機器を設置し、また用紙類、インク類等を保管する他、簡易な製本作業を行うスペースを確保すること。職員室に隣接して設置すること。

イ カーテン等

カーテン、カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。

ウ 床材

印刷塗料、トナー等による汚れがつきにくく、清掃の容易な床材とすること。

エ 収納棚等

印刷物の区分、保管、パソコンデータの印刷等のため、壁面に作業机(幅1.8m、奥行90cm程度)を設置、適宜、コンセント等を設置すること。壁面(作業机を設置する場合は、その箇所を除く。)に、木製固定棚(高さ1.8m、幅3.2m程度、上下2段、楽譜サイズが収納可)を設置すること。

オ 白板等

壁面には、白板(幅1.8m、高さ1.2m)を設置すること。

カ 手洗等

洗面器及び洗面器取付台(1箇所)を設置する

(22) 非常勤講師控室(1室) ※

ア 室の要件

生徒のレッスン指導を行う非常勤講師(現時点54人)の授業待機及び物品等を保管する場とする。

イ 収納ロッカー

<p>非常勤講師用の物品等の収納のため、木製固定棚(幅 30cm, 奥行 60cm, 高さ 100cm, 可動棚付, 扉・鍵付き)54 個分(上下段可)を設置すること。</p> <p>ウ メールボックス</p> <p>非常勤講師用の連絡事項用に楽譜寸法のメール棚(引出式)を設置すること。</p>
<p><b>(23) 職員会議室(1 室) ※</b></p> <p>ア 室の要件</p> <p>教職員等約 20 名がロの字型での会議, 少人数の保護者との会合, 来校者への説明会場等として利用する。</p> <p>イ 「教室面積等」, 「床から天井までの高さ」, 「プロジェクター等」</p> <p>(1) 教室に同じ</p> <p>ウ カーテン等</p> <p>カーテン及びレースカーテンとし, カーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>エ 白板及び掲示板等</p> <p>室の前面に, 白板(幅 3.6m, 高さ 1.2m)を設置し, それ以外の壁面部分については, 床上約 1.1m の位置から天井下端まで掲示板を設置すること。</p> <p>オ 床材</p> <p>オーエーフロアーとシタイルカーペット仕上げとする。</p> <p>カ 流し台等</p> <p>ミニキッチン, 湯沸かし器を設置し, コンロ(IH 可)及びコンセントを適宜, 設置すること。</p> <p>なお, 水回りのゆとりを確保したうえで, 隔壁等により直接見えないようにすること。</p>
<p><b>(24) 放送室(1 室) ※</b></p> <p>ア 室の要件</p> <p>暗騒音, 防音性能に配慮し, 放送室を設置すること。</p> <p>イ カーテン等</p> <p>カーテン及びカーテンレール(カーテンボックス)を設置すること。</p> <p>ウ 放送機器等</p> <p>放送室, AV 調整卓, モニター, アンプ, レコーダー, デッキ等を設置し, 校内放送が可能とすること。</p>
<p><b>(25) 更衣室(2 室) ※</b></p> <p>ア 男女別(各 1 室)に設置すること。</p> <p>イ 出入戸扉の内部にカーテン等を取付け, 室外からの直接の視線を遮ること。</p> <p>ウ 窓側には, カーテンを設置すること。</p> <p>エ 1 人用のシャワー(ユニット)設備をそれぞれ設置すること。</p>
<p><b>(26) 休養室(2 室) ※</b></p> <p>ア 男女別(各 1 室)に設置すること。</p> <p>イ 出入戸扉の内部にカーテン等を取付け, 室外からの直接の視線を遮ること。</p>

ウ 窓側には、カーテンを設置すること。

(27) 給湯室(1室)

ア 室の要件

生徒用の湯茶の準備，提供のための設備及び薬缶等の保管する場とし，施錠可能な室とし，火傷等に対する安全性を確保すること。

イ 給湯，給茶設備等

(ア) 給湯器(設定温度 99℃，電気又はガス)及び湯沸器を設置すること。

(イ) 薬缶洗いができる流しを設置すること。

(ウ) 薬缶の保管のため，棚(薬缶 3 個程度)を設置すること。

(エ) 別途，冷蔵庫，電気給湯ポット，ウォータークーラー(給排水設備要)が配置できるよう，コンセント及び作業台(薬缶棚兼用も可)のスペースを確保すること。

(28) 倉庫(適宜) 基準面積(1/4 教室程度)

ア 室の要件

各階に 1 以上の倉庫を設置すること。

イ 1 壁面に収納棚(幅 40cm，高さ 1.8m)を設置すること。

(29) レッスン室

- ・レッスン室 A (4 室) ※
- ・レッスン室 B (20 室) ※
- ・打楽器レッスン室 (1 室) ※

ア 室の要件

レッスン室 A , B 及び打楽器レッスン室については、次のとおりとする。

(ア) 残響及び防音性の確保

室内については、楽器等のレッスンに使用するため、適切な残響、吸音及び防音性能を確保すること。

(イ) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音、外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは、30dB 以下 (NC25 以下、非常に静か) を目標値とする。

(ウ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については、D 60 (ほとんど聞こえない) 以上を目標値とする。

(エ) 室使用状況の視認

レッスン室については、室内に人がいるかどうか、外部の廊下等からわかるように扉若しくは壁面にスリット状の窓ガラス (防音性能に配慮) 等を設置すること。

(オ) 出入口扉

室の扉については、マリンバやチェンバロまたグランドピアノの出し入れが容易であること。

(カ) 天井の高さ

床から天井までの高さについては、レッスンの際に支障のない高さを確保するように配慮すること。

イ 各室の要件

(ア) レッスン室 A

個人レッスン及びアンサンブルのレッスンが可能なスペースを確保すること。  
なお、ピアノ等の配置を考慮した間口 (奥行) とすること。

(イ) レッスン室 B

グランドピアノ 2 台を配置し、講師、生徒 2、3 人のレッスンが可能なスペースとする。

ウ 打楽器レッスン室

(ア) 打楽器のレッスン及び生徒の自習が可能なスペースとする。

(イ) 低音域に対する防振、防音への対策に配慮すること。

(ウ) 室の位置については、打楽器倉庫にできるだけ近接する場所とすること。

(30) ソルフェージュ室

- ・ソルフェージュ室 A (1 室) ※
- ・ソルフェージュ室 B (3 室) ※

## ア 室の要件

楽譜を中心とした音楽理論を、実際の音に結びつける訓練を行うソルフェージュの場として、習熟度別ソルフェージュ及び音楽史などの理論系の授業を行うため、次のとおりとする。

(ア) 室内については、適切な残響，吸音及び防音性能を確保すること。

(イ) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音，外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは，30dB 以下（NC25 以下，非常に静か）とする。

(ウ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については，D 60（ほとんど聞こえない）以上とする。

(エ) 床材

そりや浮きがなく，階下に居室がある場合には，衝撃音による影響がないよう遮音性を確保し，木質系のフローリング材とすること。ただし，グランドピアノ（2 台）を設置するので，荷重強度や防振機能に配慮すること。

(オ) 白板及び掲示板

教室の前面に，上下スライド式白板（幅 3.6m，高さ 1.2m，上下 30cm 可動，五線入り）を設置し，それ以外の壁面については，床上約 1m の位置から天井下端まで掲示板を設置すること。

(カ) プロジェクター等

天吊式でプロジェクター，スクリーン（自動巻上げ式，80 吋）及びスクリーンボックスを設置し，AV 機器設備を設置すること。

(キ) カーテン等

窓側には，ブラインド又はカーテン（収納ボックス）を設置すること。

(ク) スピーカー等音響設備

教室前面（白板側）に，音響性能が高く，クラシックに適したスピーカー及び AV 接続端子等を設置すること。

## イ 各室の要件

(ア) ソルフェージュ室 A

a 机（幅 1.8m，奥行 0.45m）1 台に 3 脚のいすを配置し，合計 72 人（最大 120 人の収容）までが受講可能とする。

b 室の全面にグランドピアノ 2 台を配置するスペースを確保できること。また床荷重及び防振機能を確保すること。

(イ) ソルフェージュ室 B

a 机（幅 1.8m，奥行 0.45m）1 台に 3 脚の椅子を配置し，合計 45 人（最大 80 人の収容）までが受講可能とする。

b 室の全面にグランドピアノ 2 台を配置するスペースを確保できること。また床荷重及び防振機能を確保すること。

(31) 屋内体操場(体育館)

- ・舞台(1室) ※
- ・アリーナ(1室) ※
- ・移動観覧席収納室(1室)

基準面積(事業者の提案する移動観覧席 300 以上収納な面積)

- ・倉庫(1室)
- ・管理室(1室) ※
- ・更衣室(男女別各 1室) ※
- ・便所(男女別各 1室)
- ・多目的便所(1室)

ア 室の要件

体育の授業，地域のバレーボール等のスポーツ利用，講演会，少年合唱団及び子どもの音楽教室等の練習場，演奏会及び演劇等の多目的な機能に対応可能とすること。また，体育館が，音楽ホールと接する場合，音楽ホールに影響を与えないよう最大限の対策を講じること。

(ア) 室内許容騒音レベル

室内の空調騒音，外部からの騒音等による暗騒音の許容レベルは，35dB 以下（NC30 以下，特に気にならない）を目標値とすること。

(イ) 界壁遮音性能

空間音圧レベル差の遮音等級については，D55(かすかに聞こえる。) 以上を目標値とすること。

(ウ) 界床遮音性能

重量衝撃音に対する対策を十分講じるものとする。特に低周波数に配慮するものとし，遮音等級については，L50 以下を目標値とすること。

(エ) 音響効果

体育館は，残響過多となり，音場の明瞭度が悪くなるため，残響可変への配慮を行い，残響時間 2 秒以下程度を目標値とし，また音圧分布は，5db 程度以下を目標値として，ばらつきが少ないよう配慮すること。

(オ) プロジェクター等

スクリーン(電動巻上げ式，200 吋)及びスクリーンボックスを設置し，AV 機器設備を設置すること。

(カ) スピーカー等音響設備

可変性に配慮し，音響性能が高く，明瞭度の高いスピーカー，放送設備を設置すること。

(キ) 空調設備等(湿度制御)

多目的利用のため，アリーナ及び舞台の室温設定(湿度制御)を一定にするため，空調設備を設置するものとし，設備容量確保の算定に当たっての室温設定目標値は，次のとおりとする。

(ク) 目標値

- a 冬期：18℃から 20℃までの範囲

- b 夏期：25℃から 28℃までの範囲
- (ケ) 日射遮蔽等
  - 室内環境の快適性に対する配慮として、不均一放射や上下温度差等，外部の影響を受けないように配慮すること。
- (コ) 照明設備等
  - 適切な照度を確保し，照明制御システム(照明操作卓)，またオートリフター等により管球類の交換が容易なものとする。また，コンセントについては，フローア及び壁にコンセントを適宜設置すること。
- イ ラウンジスペース等
  - アリーナ前には，できる限り交流，情報提供等の掲示板設置等のスペースを設けるものとする。また手洗設備(水飲機器)及び体育館用の下足箱(40 足程度)を設置すること。
- ウ 各室の要件
  - (ア) アリーナの要件
    - a 短辺は，練習用バレーボールコート 1 面(6 人制の規格コート寸法 18m及び両外側 2m以上)が確保できる長さ(22m)とする。
    - b 長辺は，練習用バレーボールコート幅(6 人制の規格コート寸法 9mとコート間のスペース)2 面分(正規のコート 1 面は確保)が確保できる長さ(24m以上)とする。
    - c バレーボールコート(正規のコート)上で，天井高さは，7m以上確保するものとする。
    - e コート表示等
      - 床には，球技に必要なコート表示を行うこと。またバレーボール用支柱基礎を設置すること。
    - f 防球ネット等
      - 舞台前，アリーナ中央，両壁面側には，防球ネットを設置すること。また 4 壁面(舞台を除く。)には，紅白幕等の吊下げ用フックを設置すること。
    - g カーテン等
      - アリーナ壁面に窓等を設ける場合は，電動式の暗幕(又は遮光カーテン)及びカーテンレールを設置すること。
  - (イ) 移動観覧席(収納室)
    - a 電動式移動観覧席
      - 体育館後方に収納可能な移動観覧席(ロールバックチェアースタンド)300 席以上を設置(スタッキングチェアと併用して 800 席程度を想定以上)すること。
      - なお，アリーナの長辺の壁面と移動観覧席の間に適切な幅員を確保して，体育館の扉，通行を可能にすること。
    - b 移動観覧席数
      - 300 席以上，1 人間口 50cm 以上とし，収納等の出し入れが安全で容易なものとする。また，ガタツキ等がないこと。

c 設備

手摺、サイドカバー、固定式ステップ等の取り付けや移動観覧席の走行時の安全を確保すること。

d 壁面収納等

移動観覧席の壁面収納及び保守等に必要な幅（3m程度）を確保するものとし、関係者以外の出入りができないよう扉を設けること。

エ 舞台

(ア) 舞台の奥行

アリーナの前面に舞台を設置するものとし、プロセニウム形式で、間口 14m程度(可動プロセニアムの設置も可)とし、奥行きは 6.5m以上を確保すること。

(イ) 舞台そで等

舞台そで(上, 下)を両側に確保するものとし、舞台上を通過せずに相互に移動できるように、通路等を確保すること。

(ウ) 音響等への配慮

体育館の多機能な目的に対応できるように反射板等の配慮をすること。

(エ) 収納棚

舞台下等に椅子(500席程度)が、収納できるようにすること。

(オ) 体育館備品等

- a アリーナから舞台に掛けるステップ(2基)
- b ひな壇 2段 3基(2セット)及び収納台車
- c ステージ下いす収納台車

(カ) 舞台設備等

舞台の吊下げ用バトン、幕及び操作盤等を設置すること。また別途、活用する緞帳についての配管及びバトン等についても設置すること。

なお、舞台機構として吊物バトンについては、2本程度、照明用バトンについては、2本、巻取りスクリーン1枚及びサイド幕、後幕、 Horizont幕等の諸幕を設置すること。

(キ) マイク設備等

舞台上での講演等の実施が可能なように舞台そでの一部に放送室(又はスペース)を設置し、フロアコンセント、音響設備等を設置すること。またスピーカの明瞭度に配慮すること。

(ク) 舞台照明設備

シーリングライト、ボーダーライト、サスペンションライト等の舞台照明設備を設置すること。

オ 倉庫

(ア) アリーナからの物品の移動が可能なようにするものとします。

(イ) 壁面に球技の支柱、用品及び物品を収納するため、壁面に収納固定棚(高さ 1.8m, 2段程度)を設置するものとする。

カ 管理室

(ア) アリーナに隣接して設けるものとする。

(イ) 掲示板等

壁面に行事用白板(幅 1.8m, 高さ 1.2m)及び掲示板(幅 1.8m, 高さ 1.2m)を設置すること。

(ウ) 流し台等

ミニキッチン(混合水栓)を設置し, コンロ(IH 可)及びコンセントを適宜, 設置すること。

キ 更衣室

男女別各 1 室をアリーナに隣接して設けるものとする。

ク 更衣ロッカー等

壁面を利用して, 40 人分の更衣ロッカー(若しくは棚)を設置すること。

ケ 便所

男女別各 1 室を体育館利用者数に十分対応できる快適な便所を設置すること。

コ 多目的便所

子どもから高齢者までが利用しやすい, 車椅子対応の便所とすること。

(32) 玄関及び昇降口

- ・音楽高校昇降口
- ・少年合唱団, 子どもの音楽教室併用昇降口

ア 音楽高校昇降口の要件

生徒, 教職員, 学校関係者の玄関と二足制に伴う下足の場として昇降口を整備するものとし, 人々を迎え入れる場として明るい雰囲気となるようにすること。また, 特に登校時での混雑を避けるためにもゆとりのあるスペースとすること。

イ 音楽高校の昇降口の要件

(ア) 下足箱及び傘立ての区分, 数量計 230 人分

- 内訳 a 教職員用: 80 人分
- b 生徒用: 120 人分
- c 来客者用: 30 人分

(イ) 掲示板の設置

壁面を利用して, 生徒等への連絡事項やポスター等を貼付する掲示板(幅 4.8 m 程度, 高さ 1.2m)を, 適宜, 設置すること。

(ウ) 壁面等

壁面に絵画等の額縁の固定設置等が対応可能なものとする。

(エ) 床等

玄関内の床材は, 雨天時の傘の水滴などの影響を受けない滑りにくい材質とし, また清掃等が容易な材質とすること。

(オ) 空調設備等

昇降口内の空調設備の設置を検討すること。

ウ 少年合唱団, 子どもの音楽教室の昇降口

指導者及び来客者の昇降口(子どもたちの玄関)を, 音楽高校の昇降口と区画して設置するものとし, 昇降口での下足のため, 100 人分の下足箱を設置すること。